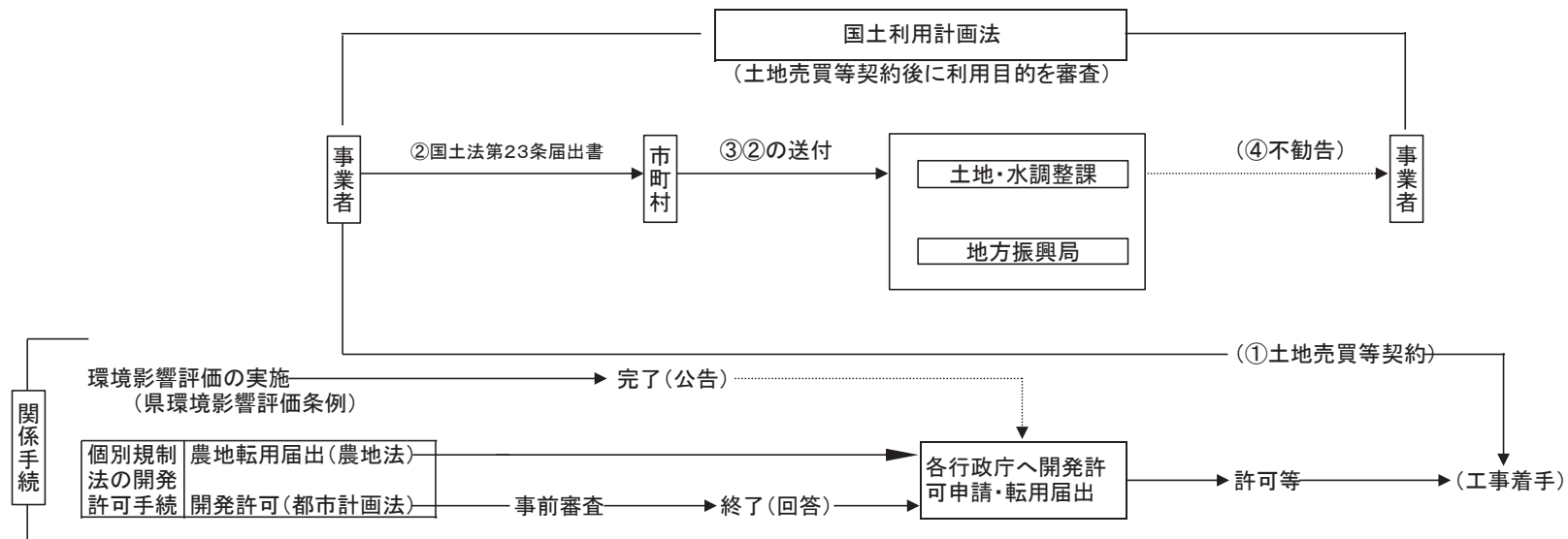


3 一般的な開発行為(市街化区域)

立地する
土地の状況(例)

- ・開発規模が5ha以上とする。
- ・都市計画区域の市街化区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・地域森林計画対象森林を含まない。
- ・注視区域、監視区域の指定はない。

この流れ図は、土地売買等がある場合の手続を示す。
各法令の詳しい内容は、後述の法令解説を参照すること。



上記以外の主な手続

自然保護・環境関係	土木関係	建築関係	文化財保護関係	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法(浄化槽の設置の届出) ・水道法(専用水道工事の確認) ・県給水施設等条例(給水施設工事の確認) ・県生活環境の保全等に関する条例(特定施設等の設置及び騒音指定建設作業の届出) ・環境影響評価法(環境影響評価の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(道路管理者以外の者が行う工事の承認) ・河川法(河川管理者以外の者が行う工事の承認、流水・土地の占有の許可等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規制法(宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可) ・建築基準法(建築物の建築、大規模な修繕等の確認用途地区により建築制限あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法(景観形成重点地域における行為の届出、景観計画区域(景観形成重点地域を除く)の行為の届出) ・国有財産法(法定外公用財産の使用許可、払い下げ等) ・市町村の開発指導要綱等 ・大規模小売店舗法(出店調整、届出勧告) ・工場立地法(特定工場設置等の届出) ・県工業開発条例(一定面積の敷地の工場)